

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月28日
【会社名】	株式会社エディオン
【英訳名】	EDION Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長執行役員 久保 允誉
【本店の所在の場所】	広島市中区紙屋町二丁目1番18号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	(082)247-5111 (代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員財務経理統括部長 浅野間 康弘
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島二丁目3番33号
【電話番号】	(06)6202-6011 (代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員財務経理統括部長 浅野間 康弘
【縦覧に供する場所】	株式会社エディオン 東京支店 (東京都千代田区外神田一丁目2番9号) 株式会社エディオン 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南二丁目4番22号) 株式会社エディオン 大阪支店 (大阪市北区中之島二丁目3番33号) 株式会社エディオン 九州支店 (福岡市西区福重二丁目26番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年6月27日開催の当社第23回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当金に関する事項
当社普通株式1株につき金23円とする。

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、規定の新設及び削除等、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件

久保允誉、山崎徳雄、高橋浩三、金子悟士、浄弘晴義、石田亜紀、井上利郎、石橋省三、高木施文、眞弓奈穂子、福島淑彦、森忠嗣の12名を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

山根よしえ、福田有希、坂井義清、清水英昭の4名を監査等委員である取締役に選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

年額8億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内）とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

年額1億円以内とする。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

年額3億円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成比率（％）	決議の結果
第1号議案	457,407	2,330	151	99.46	可決
第2号議案	446,276	13,454	151	97.04	可決
第3号議案					
久保 允誉	444,881	14,280	724	96.74	可決
山崎 徳雄	449,705	9,457	724	97.79	可決
高橋 浩三	447,088	12,074	724	97.22	可決
金子 悟士	449,922	9,240	724	97.83	可決
浄弘 晴義	449,546	9,616	724	97.75	可決
石田 亜紀	451,856	7,306	724	98.25	可決
井上 利郎	447,817	11,345	724	97.38	可決
石橋 省三	444,320	14,842	724	96.62	可決
高木 施文	449,364	9,798	724	97.71	可決
眞弓 奈穂子	449,360	9,802	724	97.71	可決
福島 淑彦	449,570	9,592	724	97.76	可決
森 忠嗣	451,670	7,492	724	98.21	可決
第4号議案					
山根 よしえ	449,078	10,077	724	97.65	可決
福田 有希	451,953	7,204	724	98.28	可決
坂井 義清	451,743	7,414	724	98.23	可決
清水 英昭	452,043	7,115	724	98.30	可決

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成比率(%)	決議の結果
第5号議案	453,825	5,841	200	98.69	可決
第6号議案	453,542	6,136	200	98.62	可決
第7号議案	451,764	7,963	151	98.24	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

第2号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

第3号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

第4号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

第5号議案 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

第6号議案 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

第7号議案 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上